

三重県商工会議所連合会

生命共済制度における自家給付制度規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本制度は、三重県商工会議所連合会が運営する生命共済制度（以下「生命共済」という）に加入している事業所の事業主・役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する。

(対象者及び給付金支払者)

第2条 本規約は、生命共済のうち、商工会議所連合会が独自に給付を行う部分を対象とし、その対象者は生命共済に加入している事業所の事業主・役員及びその従業員（以下「対象者」という）とする。

2 本制度に基づく給付金は、商工会議所が対象者に対して支払うものとする。

(運営費)

第3条 加入事業所は、商工会議所に対し、掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(自家給付制度)

第4条 本制度の自家給付制度は、見舞金・祝金とする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合は、対象者は運営費が払い込まれている月の末日をもって本制度から脱退するものとする。

(1) 加入事業所が生命共済の加入要件を満たさなくなったとき

(2) 加入事業所が生命共済から脱退したとき

(3) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、加入事業所を通じて速やかに商工会議所に通知し、所定の請求手続きを行うものとする。

(規約の改廃)

第7条 本規約の改廃は、三重県商工会議所連合会の専務理事会の承認をもって行う。

第2章 見舞金・祝金

(給付内容)

第8条 見舞金・祝金の給付内容は、別表のとおりとする。

(給付手続き)

第9条 対象者は、見舞金・祝金の請求手続きを行うにあたり別表に定める書類を提出する。

第3章 その他

(その他)

第10条 この規約に定めるほか、自家給付に関し支払の有無の判断は、生命保険約款に準拠するものとする。

(附則)

この規約は、平成17年7月1日より実施する。

この規約は、平成18年7月1日より実施する。

この規約は、平成19年7月1日より実施する。

この規約は、平成30年7月1日より実施する。

この規約は、令和5年7月1日より実施する。

別表

1. 病気入院見舞金

- ① 病気による5日以上の継続入院をしたときに、加入口数に応じ「入院日数（20日限度）×日額」を支払う。
- ② 病気入院見舞金の不当取得を目的とした加入と判断した場合には支払わない。
- ③ 保険給付と重複する病気入院見舞金は支払いの対象とならない。
（例：胃がんで入院し、その後死亡した場合は死亡保険金のみの支払対象となる）

2. 事故通院見舞金（不慮の事故による通院見舞金）

- ① 不慮の事故による通院見舞金は5日以上通院をしたときに、加入口数に応じて「通院日数（20日限度）×日額」を支払う。
- ② 保険給付と重複する不慮の事故通院見舞金は支払いの対象とならない。
（例：骨折で入院した後の通院は対象外）
- ③ 不慮の事故通院見舞金の不当取得を目的とした加入と判断した場合には支払わない。

3. 結婚祝金

- ① 加入後1年以上経過した加入者が結婚した場合、加入口数に応じ結婚祝金を支払う。
- ② 結婚祝金請求事由の発生日は、入籍日とする。

4. 古希継続お祝い金

- ① 加入後3年以上経過した加入者が70歳6ヶ月を超えた際（保険年齢で71歳）に、加入口数に応じ古希継続お祝い金を支払う。
- ② 古希継続お祝い金の請求事由の発生日は、毎年の更新日とする。

5. 満了記念お祝い金

- ① 加入後3年以上経過した加入者が75歳6ヶ月を超え（保険年齢で76歳）、制度を満了脱退する場合、加入口数に応じ満了記念お祝い金を支払う。
- ② 満了記念お祝い金の請求事由の発生日は、毎年の更新日とする。

6. 支払回数

- ① 見舞金のお支払いに際しては、対象となる入院または通院開始日を基準日とし、基準日が属する保険年度（7月1日～6月30日）中に1回限りとします。また、同一年度内に複数のお支払事由が発生した場合は、対象となる入院または通院開始日の早期のものから支払対象とする。

（例1：8月1日盲腸で8日入院、11月1日肺炎で20日入院・・・盲腸で8日給付）

※お支払い基準日が早いため、盲腸による見舞金の給付となる。

（例2：6月1日から9月1日胃潰瘍で入院・・・胃潰瘍で20日給付）

※保険期間をまたいでいても同一病名のため 最大20日給付となる。

（例3：6月1日肺炎で20日入院、8月1日胃潰瘍で30日入院・・・肺炎で20日給付、胃潰瘍で20日給付）

※保険期間およびお支払い原因が別のため支給する。

- ② 祝金は、保険期間（7月1日～6月30日）中に1回限りとする。

7. 請求時効

見舞金、祝金の支払における請求権は、請求事由が生じた日の翌日から起算して3年以内に請求が無い場合時効とする。

8. 提出書類

- ① 共通請求書類

事故通院・病気入院見舞金請求書、結婚祝金請求書、古希継続お祝い金請求書、満了記念お祝い金請求書

- ② 添付書類

ア) 結婚祝金・・・婚姻事実（入籍）の判断できる書類

イ) 病気入院見舞金・・・「入院日・退院日が明記された入院費用の

領収書」のコピー、若しくは「保険会社の入院証明書」のコピー等入院日数が判断できる書類

ウ) 事故通院見舞金・・・「通院費用の領収書」等通院日数が判断できる書類

エ) 満了記念お祝い金・古希継続お祝い金・・・年齢オーバー者リスト（アクサ生命出力分）を確認書類とする

- ③ 入院証明書、診断書等の文書料は加入事業所負担となる。